議案第53号

令和5年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 面 積

10,720 ヘクタール

(2) 水洗化助成戸数

26 戸

(3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 22,000,000 千円 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収		人	
1	第1款	下 水	道事	 收	益		45,856,551 千円
	第1項	営	業	収	益		36,874,710 千円
	第2項	営	業外	収	益		8, 265, 459 千円
	第3項	特	別	利	益		716, 382 千円
				支		出	
į	第1款	下水	道事			出	44, 413, 622 千円
j	第1款 第1項	下 水	道 事 美			出	44, 413, 622 千円 42, 188, 887 千円
j	•			費	用	出	
2	第1項	営	業	費	用 用	出	42, 188, 887 千円
	第1項	営営	業 業 外	業 費	用 用 用	出	42, 188, 887 千円 2, 194, 684 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額23,737,177 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,342,468 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金22,394,709 千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第1款	下水道事業資本的収入	32, 175, 980 千円
第1項	企 業 債	25, 170, 000 千円
第2項	一般会計出資金	373, 154 千円
第3項	国 庫 補 助 金	6,000,000 千円
第4項	負 担 金	30,010 千円
第5項	寄 附 金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基金繰入金	599,400 千円
第8項	固定資産売却代金	3,366 千円
第9項	投 資 収 入	10 千円
	支	出
第1款	下水道事業資本的支出	55,913,157 千円
第1項	建設改良費	22,000,000 千円
第2項	企業債償還金	30,752,788 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	投	3, 150, 339 千円
第5項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

事項	期間	限度額
令和5年度 土地借上料	令和6年度から 令和7年度まで	35, 966 千円
令和5年度 下水道管渠維持管理業務関連経費	令和6年度	560,000 千円
令和5年度 下水道施設等維持管理業務 関連経費	令和5年度から 令和6年度まで	220, 510 千円
令和5年度 下水道施設等受託関連経費	令和5年度から 令和6年度まで	8,840 千円
令和5年度 私道共同排水設備修繕工事助成金	令和6年度	10,000 千円
令和5年度 上下水道局情報基盤調達 及び運用支援業務関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	30, 278 千円
令和5年度 JICA草の根技術協力事業 (バンドン)	令和6年度から 令和8年度まで	35, 412 千円
令和5年度 下水道施設等撤去関連経費	令和6年度	1,095,503 千円
令和5年度 公共下水道建設事業費	令和6年度から 令和8年度まで	10, 569, 405 千円
令和5年度 「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和5年度から 債務消滅時まで	390 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 1 整 備 事 業	千円 15, 020, 000	政府資金、銀行その他 から普通貸借の地方 がら普通貸借の地方 を含む。)による。 情のは当該に当該で を含む。とまたには を含む。とまたには を含む。とまたには をきまる。 をまたにより、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 を変し	見借金和をおいるで資、した式るで資、したののののではは、後のでは、後のでは、後のでは、後のでは、後のでは、後のでは、後の	借入れの日内(名) 日か年以内(名) 日本では、 日本でも、 日本でも と も と も と も と も と も と も と も と も と も と
2 借 換 債	10, 150, 000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日か(記) 日か年以内(記) 日か年と言うでは、 日本では と に と に と に と に と に と に と に と と と と と

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流 用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

4,111,426 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ 補助を受ける金額は、12,785,910 千円である。

令和 5 年 2 月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦